別表第二十二（第五条第一項関係）〔6月間の四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成30年7月から平成30年10月までの月
前納額	24,340円

別表第二十三（第五条第二項関係）〔平成30年6月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成30年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	円 16,310	円 12,230	円 8,170	円 4,090

別表第二十四（第五条第二項関係）〔平成31年3月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成30年						平成31年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 36,330	円 32,350	円 28,350	円 24,340	円 20,320	円 16,280	円 12,230	円 8,170	円 4,090

別表第二十五（第五条第三項関係）〔平成30年7月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成30年			
			3月	4月	5月	6月
平成30年	4月	昭和33年4月2日から昭和33年5月1日までに生まれた者	円 4,120	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和33年5月2日から昭和33年6月1日までに生まれた者	8,200	4,090	—	—
	6月	昭和33年6月2日から昭和33年7月1日までに生まれた者	12,260	8,170	4,090	—
	7月	昭和33年7月2日から昭和33年8月1日までに生まれた者	16,310	12,230	8,170	4,090

別表第二十六（第五条第三項関係）〔平成31年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成30年						平成31年	
			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成30年	8月	昭和33年8月2日から昭和33年9月1日までに生まれた者	円 4,090	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和33年9月2日から昭和33年10月1日までに生まれた者	8,170	4,090	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和33年10月2日から昭和33年11月1日までに生まれた者	12,230	8,170	4,090	—	—	—	—	—
	11月	昭和33年11月2日から昭和33年12月1日までに生まれた者	16,280	12,230	8,170	4,090	—	—	—	—
	12月	昭和33年12月2日から昭和34年1月1日までに生まれた者	20,320	16,280	12,230	8,170	4,090	—	—	—
平成31年	1月	昭和34年1月2日から昭和34年2月1日までに生まれた者	24,340	20,320	16,280	12,230	8,170	4,090	—	—
	2月	昭和34年2月2日から昭和34年3月1日までに生まれた者	28,350	24,340	20,320	16,280	12,230	8,170	4,090	—
	3月	昭和34年3月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者	32,350	28,350	24,340	20,320	16,280	12,230	8,170	4,090